

様式第6号

農業振興地域整備計画変更案公告

長井市公告第296号

長井農業振興地域整備計画（昭和46年長井市公告第29号）を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及び変更しようとする理由を記載した書面（以下「農業振興地域整備計画変更案等」という。）を次により縦覧に供する。

市の区域に住所を有する者は、令和7年9月18日（縦覧期間満了の日）までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画に係る農用地区域にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和7年9月18日（縦覧期間満了の日）の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和7年8月20日

長井市長 内谷重治



1 農業振興地域整備計画変更案等の縦覧期間

令和7年8月20日から

令和7年9月18日まで

2 農業振興地域整備計画変更案等の縦覧場所

長井市役所 長井市栄町1番1号

3 意見書の提出及び異議の申出に当たっての注意事項

意見書の提出及び異議の申出は、日本語に限り、郵送、ファックス及び電子メールにより行うものとする。

また、提出された意見書については、要旨をとりまとめ処理結果を公告する。

（注） 公告縦覧期間の末日及び異議申出期間の末日が「地方公共団体の休日」に当たるときは、その休日の翌日をもって期限とする。（地方自治法第4条の2）

長井農業振興地域整備計画を変更する件（長井市告示第296号）に関する意見書の
提出について

- 1 提出方法は、郵送、ファックス及び電子メールによる（電話不可）。
- 2 意見書は日本語に限る。
- 3 個人の場合にあっては住所、氏名、職業を、法人の場合にあっては法人名、代表者名、事業所の所在地を記載すること。
- 4 意見書の内容を公表する場合がある。
ただし、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある場合等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合があること。
- 5 意見書に対する個別の回答は行わず、市整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。
- 6 市整備計画の案以外に対しては意見書が提出できない。
- 7 送付先 山形県長井市栄町1番1号 長井市農林課農政振興係
FAX 0238-87-3369
e-mail noushin@city.nagai.yamagata.jp